

学校において予防すべき感染症（学校感染症）の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準	「学校感染症の報告／出席停止期間記録簿のフォーム」に添付する書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで	診断書 (診断名と出席停止期間が記載されたもの)
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽くなってから1日経過するまで	以下のいずれか ・検査結果用紙（新型コロナウイルスの結果と受診日、学生の氏名、医療機関名が記載されたもの） ・抗原検査キット（体外診断用医薬品として国に承認されている）に氏名、検査日を記入して撮影した写真
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	以下のいずれか ・薬剤情報提供文書やおくすり手帳（抗インフルエンザ薬が処方された場合） ・病院で発行される診療明細書（抗インフルエンザ薬を点滴した場合） ・検査結果用紙（インフルエンザの結果と受診日、学生の氏名、医療機関名が記載されたもの）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	診断書 (診断名と出席停止期間が記載されたもの)
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで	
第三種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス その他の感染症（感染性胃腸炎等）※1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

(学校保健安全法施行規則第18条および第19条より)

※1 その他の感染症とは、「学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある」と医師から診断された感染症とする。